

ご存知ですか？



民生委員のマーク

地域の身近な相談役

民生委員・児童委員のこと

● 民生委員・児童委員って？

「民生委員・児童委員」は、自治会や町内会などの地域から推薦され厚生労働大臣から委嘱を受けた、非常勤の特別地方公務員であり、社会奉仕の精神をもって活動する民間ボランティアです。山口市内では、約 450 名の民生委員・児童委員が委嘱されています。



● どんなことをしているの？

地域住民の立場から、社会福祉のために活動をしています。

相談

生活上の困りごとや、子育ての相談に応じています

つなぐ

福祉サービスを受けたい方を、行政や専門機関につなぎます

見守る

高齢者、子育て家庭などを訪問し、地域の見守りを行っています

連携協力

関係行政機関に協力し、福祉に必要な調査などを行っています

「民生委員法」および「児童福祉法」に基づき、民生委員は児童委員を兼ねており、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員を「主任児童委員」と呼びます。

県により「民生委員・児童委員証明書」という身分証明書が発行されます。委員は、研修会や地区民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、地域で協力して福祉のために活動しています。

任期は 3 年（現委員の任期：令和 4 年 12 月～令和 7 年 11 月）です。（再任可）



令和 7 年は委員一斉改選の年です。住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談
されたい方は、市へお問い合わせください

福祉に関するお困りごとの相談窓口、
「ふくまる相談室」もご活用ください

問い合わせ先

山口市健康福祉部地域福祉課地域福祉担当

山口市亀山町 2 番 1 号

TEL 083-934-2790 (8:30~17:15 土日祝を除く)

FAX 083-934-5087



市ウェブサイト

やまぐち「まちの福祉相談室（通称：ふくまる相談室）」は、【高齢】、【障がい】、【子ども】、【生活困窮】などのお困りごとに、専門の相談員がさまざまな関係機関と連携して、解決に向けてお手伝いをする相談窓口です。



市ウェブサイト